

令和5年(ワ)第1521号 地位確認等請求事件

原告 東郷ゆう子 こと 角本裕子

被告 灘民主商工会

意見陳述書

令和5年12月21日

神戸地方裁判所第6民事部3B係 御中

東郷ゆう子 こと 角 本 裕 子

この度、私が勤め先の灘民主商工会から解雇されたのは違法かつ不当であることを主張するため、この訴訟を提起しました。ここに至るまでの経緯について述べさせていただきます。

私は、令和2年8月に日本共産党に入党し、灘区選出の味口俊之・神戸市会議員の紹介で、同年12月から灘民商で働くようになりました。そして、灘民商の事務局員として、会員のみなさんの権利向上を図ることはもちろん、共産黨員としても、味口市議や灘民商の松尾事務局長から勧められて、今年4月の兵庫県議会議員選挙では神戸市灘区選挙区から立候補しました。それは、3年間お世話になった灘民商のために役に立ちたいという強い思いがあったからです。

味口市議や松尾事務局長とは、選挙直前及び選挙期間中は灘民商から共産党に出向するという形を取った上で選挙が終われば灘民商に戻ることを、確かに約束しました。

しかし忘れもしません。

県議選が終わった後の4月25日。私は何も知らされず、活動費を支給するという名目で戻りたくて戻りたくて仕方がなかった灘民商の事務所に呼び出されました。

そこで、ここにいる元同僚や信頼していた会長から発された言葉の数々に一瞬で目の前が真っ暗になって悲しさや悔しさがこみ上げたことは今でも鮮明に思い出されます。

あの日、皆さんが言った「本当は戻れるように取り回りたい」「三役会で申し開きをするしかない」

「俺たちはやめさせたくなんかない」「解雇というつもりなどない」という言葉を信じ、希望を持ち、同時に皆さんもまた、組織と言う枠組みの中で汚れ仕事をさせられているのかもしれないと・・・思っていました。

ですが、突然の解雇通知。

その解雇理由を読んで、かすかな希望やみなさんへの信頼がガタガタと音をたてて崩れていく瞬間も同じくらい鮮明に思い出されます。

その後、労働審判を通じて証拠を検証していくうちに、思い知ったことは「同僚」「同志」「仲間」と思っていたのは自分だけで、皆さんから見れば私は“日本共産党”に差し出すためのただの傀儡だったという事でした。

全く関係のない夫と友人の何年も前の LINE をさらされ、ありもしない横領をでっち上げられ何度も説明したのに同じことばかり主張され、私へのハラスメントや暴言をまるでなかったことのように振る舞う皆さんのお姿を拝見する度、何度も心がえぐられる。そんな気持ちでした。

かろうじて私の中に残っていた、皆さんへの感謝の気持ちや愛着も日を追うごとに薄れていくのを自分でもまざまざと感じるこの6か月間はまるで牢獄にでも入れられたような悲しい日々でした。

そしてこの6か月間、民商という組織から放り出され外から見た時に思い知った現実があります。

それは、民商や日本共産党は私が思い信じていた組織とは全く別の顔を持った組織だったという事です。

信じていたこととは、「民商は個人事業主の為に知恵を出し合い少しでも力になるところ」だという事。

でも実際は、政治的目的の為に個人事業主に恩を売ってその見返りに票を集める組織だった。

また、会員として入会された方々の個人情報をしんぶん赤旗の拡大運動や選挙の際の電話かけリスト化するなどの“政党の下部組織”そのものの実態でした。

民商と共産党は関係のない組織だと言っているにも関わらず、灘民商の一方的な主張を基にした日本共産党からの除籍。除籍理由にはっきりと書いてありました。

それから私を辞めさせたいために発された嘘の数々。

「君は会員さんから嫌われている」「君は人の話をきかない」「気が強い」「共産党市議会議員のいう事を聞かない。そのせいで自分たちが迷惑している」など、どれも抽象的で何の根拠もない酷い言葉を矢継ぎ早にまくしたてられた4月25日。

私は、何度も何度も皆さんに傷付けられ苦しみました。

ですが私はまだ良心や信念までは捨てていません。自分が信じ共感した民商の理念や表向きにでも掲げている信念を今一度信じて、私への解雇理由が本当に正当だと言えるのか、この場を設けてくださった神戸地方裁判所や、弁護してくださる木原弁護士と南出弁護士と共に最後まで死力を尽くし問い続けます。また、この裁判を知り応援してくださる皆様にもこの場をお借りして心より感謝の意を申し上げます。 以 上